

県立病院のあり方に関する提言 【骨子】

県立病院のあり方を検討する会

1 県立病院を取り巻く状況

- ・ 医師、看護師の不足、診療報酬のマイナス改定等、医療、病院経営を取り巻く状況は全国的に厳しさを増している。
- ・ 平成 18 年度は約 19 億円の赤字。平成 19 年度も予断を許さない状況
- ・ 県民の健康への関心は高く、質の高い医療サービスの提供が求められている。
- ・ 現在、地方公営企業法の一部適用（財務規定のみ）という経営形態を採用
- ・ これには、地方自治法等の適用があり、柔軟な人材確保や独自の給与体系の設定が難しく、社会経済情勢の変化に迅速に対応できない状況となってきた。

2 県立病院のあり方を検討する会

- ・ 県立 3 病院の院長等が自発的に設置（平成 19 年 5 月）し、経営形態を聖域とせず、県立病院のあり方を検討。併せて、病院内の意見集約を実施

3 県立病院の役割・責務

- ・ 県または地域の中心的な病院として、主に急性期を担当
- ・ 高度で先進的な医療を提供
- ・ 政策医療等の公共的役割を継続して担当
- ・ 地域の医療機関との連携強化
- ・ 災害時の医療体制を強化

4 県立病院の役割・責務を果たすために、対応すべき課題

- | | | |
|--|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自律的、機動的な運営の確保 ・ 透明性の高い運営の確保 ・ 効率的な運営の確保 ・ 県の支援の確保 | } | <p>これらを満たす
経営形態を見出す必要あり</p> |
|--|---|---------------------------------|

5 職員の意向確認

- ・ 県立病院が果たすべき機能を発揮するためには、職員のモチベーションが重要
- ・ 今後の病院のあり方について、職員の意向を確認したところ、県立 3 病院とも非公務員型の地方独立行政法人化に賛同するという結果（9 割以上の職員が賛同）

6 提言内容

- ・ 県立 3 病院の地方独立行政法人化（非公務員型）を図りたい。
- ・ 法人化の検討に際しては、県として、以下の点に配慮を
 - (1) 県立 3 病院をどのような形で法人化するかについては、県立 3 病院の意見を尊重して、決定すること
 - (2) 法人化の時期については、平成 22 年 4 月を目処とすること
 - (3) 政策医療、高度医療等の県民に必要な医療が継続して提供できるよう、財政面で一定の支援を行うとともに、県立 3 病院が必要とする人的な支援を行うこと
 - (4) 職員の身分保障等について、一人ひとりの希望をできる限り尊重し、対応すること

地方公営企業法について

○ 公営企業とは

「**地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業**」（「図解 地方公営企業法」（細谷芳郎著）から引用。以下同じ。）

— 具体例 —

- ・水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業
- ・**病院事業**
- ・その他の事業

○ 公営企業の法的取扱い

「**公営企業は地方公共団体の一部で・・・、特に除外しないかぎり、公営企業にも地方自治制度に関する一般的な法律、すなわち、地方自治法、地方財政法、地方公務員法等が適用される。**」

「しかし、公営企業は独立採算の原則の下に自立的な一個の経営体として運営されるものであり、・・・業務の性格が一般行政事務とは著しく異なっており、「このような組織について一般行政と全く同じ取扱いを行うこととした場合、その合理的、能率的な経営を阻害するおそれがある。」

「**このような観点から、地方公営企業の経営組織、財務、職員の身分取扱い等について地方公営企業の業務の性格にふさわしい仕組みを整え、その適切な運営を確保するため、・・・地方公営企業法が制定され**」た。

○ 地方公営企業法の特徴

・組織に関する規定

「地方公営企業法は、公営企業について一般行政組織から独立した経営組織を設けることとし、その頂点に管理者を置き、・・・経営に関する非常に広範な権限を付与」

・財務に関する規定

「公営企業が提供する財貨・サービスは、・・・その効果がほぼ受益者に限定される。「このようなサービスに税金を投入することは、サービスを受ける者が他人の負担で利益を受けることにほかな」らない。「そこで、このようなサービスの提供に要する経費については、利用者から徴収した料金又は代金だけでまかなうのが適当・・・。これが独立採算の原則であり、・・・制度化したのが独立採算制」

【具体的には】

・特別会計の設置

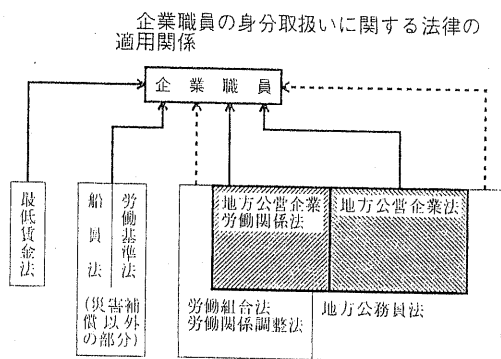
「公営企業の収入・支出を一般行政」等の「収入・支出と一緒に井勘定で経理したのでは、その趣旨を十分に達成することはでき」ない。

・企業会計方式の採用

「サービスの提供のための費用がそれに見合う収入ときちんと対応させられていること、すなわち適正な原価計算に基づく料金徴収が行われた上で、収支が均衡することが必要」であり、そのためには、「発生主義に基づく企業会計を採用する必要がある」。

・職員の身分取扱いに関する規定

「地方公営企業の業務の性質、内容に着目するならば、一律に企業職員を一般職員と同じ取扱いをすることは必ずしも適当ではなく、むしろ事柄によっては、業務内容と同じくする民間企業の労働者と同様あるいはそれに準じた取扱いをした方が適当な場合もある」。



(注) 1. ここで、企業職員とは、地方公営企業法が当然又は任意に適用される事業及び簡易水道事業に勤務する職員を指すものである。なお、それ以外の事業に勤務する職員については、地方公務員法が全面的に適用され、長部局の一般の職員と同じ取扱いが行われる。
2. 斜線が施された法律は、その下に記載されている法律と特例法の関係にある。

← 当然に適用あるいは特別法として優先的に適用
< 特別法がある場合の一般法として補充的に適用

企業職員の身分取扱いの概略

項目	身分取扱いの概略
労働関係	地方公務員法は適用されず、地方公営企業労働関係法、労働組合法、労働関係調整法の定めるところによる。
人事委員会公平委員会	関与しない。
任用	一般職員と同様、地方公務員法の定めるところによる。
職階制	地方公務員法は適用されず、法37条による。
給与	地方公務員法は適用されず、法38条による。
給与以外の勤務条件	地方公務員法は適用されず、管理者が企業管理規程で定める。
分限、懲戒	一般職員と同様、地方公務員法の定めるところによる。
服務	一般職員と同様、地方公務員法の定めるところによる。ただし、争議行為の禁止については地公労法11条による。また、長の指定する職員を除いて地公労法36条の政治的行為の制限が適用されない。

(「図解 地方公営企業法」(細谷芳郎著) から引用)

○ 地方公営企業法の適用

- ・ **全部適用** 組織に関する規定、財務に関する規定、職員の身分取扱いに関する規定のすべてが適用される。
- ・ **一部適用** 財務に関する規定のみが適用される。

○ 病院事業

「病院事業にはその規模の大小に拘わらず、地方公営企業法のうち・・・**財務**・・・に関する規定・・・が当然に適用され」る。「病院事業には・・・、**組織に関する規定及び職員の身分取扱いに関する規定等は当然には適用され**」ない。 → **一部適用**

「病院事業は本来地方公共団体の保健衛生行政と密接な関係があり、一般の法定事業(水道事業、工業用水道事業等)とはやや異なった性格を持ってい」る。「そこで、原則として病院事業の運営のための組織は一般行政組織の一環として取り扱い、職員も一般の地方公務員と同様に取り扱うこととしている」。

○ 本県の状況

本県の病院事業については、**地方公営企業法の一部適用**で運営が行われている。

地方独立行政法人法の概要

1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人
目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱

2 対象業務 ※いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

①試験研究

②大学の設置・管理

③公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業等）

⑤その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可

4 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が継承

5 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について、適切に手当て
- ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任
- ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任

6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務づけ

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。

- ・中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可

- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出

※以上3点について、いずれも公表

- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出

- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表

- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告

- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による

- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認

- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てる事が可能

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。

- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。

- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要

- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要

9 その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与

- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

10 施行期日

平成16年4月1日

公営企業型地方独立行政法人に関する特例

公営企業型地方独立行政法人とは、主として事業の経費を当該事業の収入をもって充てる事業の経営（独立採算制）を行う地方独立行政法人をいう。・・・ 病院事業はこれに該当

1 他業の禁止

2 料金及び中期計画

- ・公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、料金に関する事項について定めるとともに、設立団体の長が当該中期計画を認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 利益及び損失の処理

- ・公営企業型地方独立行政法人が毎事業年度に利益を生じたときは、繰越損失金をうめた後の残余の全部又は一部を、設立団体の長の承認を要せずに、中期計画で定める剰余金の使途に充てることができる。

4 財源措置

- ・公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち次に掲げるものについては、設立団体が負担し、それ以外のものは、原則として当該法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

【行政的経費】

その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

【不採算経費】

公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

5 債務の負担、権利・義務の承継

- ・公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、当該法人の設立前に設立団体が法人に移管する業務に関して起こした地方債のうち当該法人の設立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担

地方独立行政法人の設立状況

19年度までに設立された法人

都道府県	設立団体	対象業務	法人名	設立時期
北海道	大学		北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1
秋田県	大学		公立大学法人国際教養大学	H16.4.1
	大学		公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1
岩手県	大学		公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1
	試験研究機関		地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1
宮城県	公営企業		地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1
	大学		公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1
福島県	大学		公立大学法人会津大学	H18.4.1
	大学		公立大学法人首都大学東京	H17.4.1
東京都	試験研究機関		地方独立行政法人東京都立産業技術センター	H18.4.1
	大学		公立大学法人福井県立大学	H19.4.1
福井県	大学		静岡県公立大学法人	H19.4.1
静岡県	大学		愛知県公立大学法人	H19.4.1
愛知県	大学		公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1
滋賀県	大学		公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1
奈良県	大学		公立大学法人大阪府立大学	H17.4.1
大阪府	公営企業		地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1
	大学		公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1
和歌山県	試験研究機関		地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1
鳥取県	大学		公立大学法人島根県立大学	H19.4.1
島根県	大学		公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1
岡山県	公営企業		地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1
	大学		公立大学法人県立広島大学	H19.4.1
広島県	大学		公立大学法人山口県立大学	H18.4.1
山口県	大学		公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1
福岡県	大学		公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1
	大学		公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1
長崎県	大学		長崎県公立大学法人	H17.4.1
熊本県	大学		公立大学法人熊本県立大学	H18.4.1
大分県	大学		公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1
	大学		公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1

指定都市	札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1
	横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1
	名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1
	大阪市	大学	公立大学法人大阪市立大学	H18.4.1
	神戸市	大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1
	北九州市	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1
市	長崎県 江迎町	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
	山口県 下関市	大学	公立大学法人下関市立大学	H19.4.1
その他	宮崎公立大学 事務組合	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4.1

20年度に設立された法人

都道府県	青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1
京都府	京都府	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1
	岡山県 新見市	大学	公立大学法人新見公立短期大学	H20.4.1
市町村	沖縄県 那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1
	函館公立 大学広域連合	大学	公立大学法人公立ほこだて未来大学	H20.4.1
その他	山形県・酒田市	公営企業	独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1

※20年度については現在把握している分のみ

都道府県レベルで、法人化を行った都道府県

病院 宮城県・大阪府(ともに平成18年4月から) 岡山県(平成19年4月から)
山形県(平成20年4月から)

大学 都道府県立大学を有する41都道府県のうち、22都道府県で法人化済み
近県では、福井県、静岡県、愛知県、滋賀県など(短大を除く)

国の状況

病院 独立行政法人 国立病院機構 平成16年4月から 公務員型
なお、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、
平成20年度に非公務員型への見直しを検討することとなっている。

大学 国立大学法人 平成16年4月から 非公務員型
附属病院も同様

県立病院の経営形態について

今回の経営形態の見直しの目的

- ・医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ、継続的に提供すること。
- ・医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。

地方公営企業制度の概要

- ・地方公営企業制度は、水道事業、鉄道事業、電気事業及び病院事業など「地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として実施する事業」について、業務の性格にふさわしい企業体としての仕組みを整え、その適切な運営を確保するための制度
- ・このため、地方公営企業法では、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例規定として、組織・財務・職員の身分の取扱いに関する規定が定められている。
- ・水道事業、鉄道事業等は、地方公営企業法の全面的な適用を受けることとされている（全部適用）。病院事業は、「特別会計の設置」「企業会計方式の採用」など財務に関する規定のみが適用され、一般行政とは異なる取扱いとなるが、組織は一般行政組織の一環として取り扱い、職員も一般の地方公務員と同様に取り扱われる（一部適用）。当県の病院事業はこの経営形態をとっている。
- ・ただし、病院事業を経営するにあたり組織、職員の身分の取扱いの面でも、管理者の設置、柔軟な給与制度の導入など機動的かつ弾力的な取扱いをする方のメリットが大きいと判断した場合には、条例で定めるところにより、組織及び職員の身分の取扱いに関する規定を適用することができる（全部適用）。
- ・病院事業を行う地方公営企業においては、原則独立採算性ではあるが、政策医療・不採算医療に要する経費等について設立団体が負担する。

地方独立行政法人制度の概要

- ・地方独立行政法人法は、公立病院をはじめとする地方公営企業など、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人（地方独立行政法人）を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指した法律
- ・制度の基本は、地方自治法等の法的規制が取り払われることにより、地方公共団体から法人への事前関与・統制を極力排し、自律的・機動的で透明性の高い運営を確保すること
- ・病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人においては、原則独立採算性ではあるが、政策医療・不採算医療に要する経費等について設立団体が負担する。

地方公営企業と地方独立行政法人との比較

1. 医療従事者の確保について

(1) 職員の給与に関する制限

一部適用【現行】

- ・ 条例で決定
- ・ 人事委員会の勧告に基づき、裁量の幅は狭い。
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

全部適用

- ・ 給与の種類、基準は条例で規定し、給与は事業管理者が決定
- ・ 人事委員会の勧告の対象外であるが、他の職員と差をつけることは事実上困難
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

地方独立行政法人

- ・ 法人自らが決定
- ・ 人事委員会の勧告の対象外であり、経営状況の判断に基づく決定が可能
- ・ 医師給与の見直しも短期間で可能

(2) 職員数に関する制限

一部適用【現行】

- ・ 職員数の上限を条例で決定
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

地方独立行政法人

- ・ 法人自らが決定
- ・ 人材確保に向けて、短期間で対応が可能

(3) 職員の採用方法に関する制限

一部適用【現行】

- ・ 採用試験は人事委員会（一部は任命権者）が実施
- ・ 人事委員会が実施する試験は原則年1回
- ・ 随時の採用を行うとしても、短期間での採用が困難

全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

地方独立行政法人

- ・ 職員の採用は法人自らが決定
- ・ 適切な採用方法を選択することで、短期間での採用が可能

(4) 職員の身分保障

一部適用【現行】

- ・ 法律、条例の規定によらなければ、職員の意に反して、処分（免職を含む）を行うことは不可

全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

地方独立行政法人

- ・ 民間事業の従事者と同様
- ・ 不当な懲戒、解雇等はされないが、経営の状況が雇用に影響

2. 政策医療、不採算医療等の提供について

一部適用【現行】

- ・政策医療、不採算医療等を提供することは当然の責務
- ・政策医療、不採算医療等に必要な経費については県の一般会計が負担

全部適用

- ・一部適用に同じ。

地方独立行政法人

- ・今回の経営形態の見直しの目的から、政策医療、不採算医療等を提供することは当然の責務
- ・政策医療、不採算医療等に必要な経費については県の一般会計が負担

3. 管理者の権限について

一部適用【現行】

- ・管理者の権限は知事にあり、病院の経営は県の方針に準拠

全部適用

- ・管理者は一定の権限を有するものの、県の方針が拘束

地方独立行政法人

- ・理事長は必要な権限を有し、独立しているため、自主・自律的な経営、独自の意思決定が可能

4. 効率的な経営の確保について

(1) 財務会計制度に関する制限

一部適用【現行】

- ・予算編成には、長期の手続きが必要
- ・新たな経費を支出するためには、予算の補正が必要
- ・複数年度にわたる契約はあらかじめ予算に位置づけておくことが必要

全部適用

- ・一部適用に同じ。

地方独立行政法人

- ・法人自らが財務計画を策定でき、策定作業の簡素化が可能
- ・新たな支出が必要となった場合でも、短期間での対応が可能
- ・中期計画の範囲内であれば、年度にとらわれない執行(複数年契約等)が可能

(2) 初期投資等の必要性

一部適用【現行】

- ・なし。

全部適用

- ・財務・会計の制度について、見直し不要
- ・人事・給与の制度について、見直し不要
- ・事業管理者の報酬が継続的に必要

地方独立行政法人

- ・財務・会計、人事・給与のシステム構築に係る経費が必要
- ・役員、会計監査人等の報酬が継続的に必要

法人化前
病院の職員

県職員

身分：県職員（地方公務員）
 身分保障：地方公務員法による身分保障
 給与：条列で定める。
 健康保険・年金：地方公務員等共済組合法を適用
 災害補償：地方公務員災害補償法を適用
 育児休業：地方公務員の育児休業等に関する法律を適用
 介護休業：条列で定める。
 勤務時間等：条列で定める。
 職務：地方公務員法を適用

県立病院の職員は、法人化と同時に、「法人職員」あるいは「県職員（県から法人への派遣）」のいずれかに

法人の成立の日に、
 県職員から法人職員へ
（地方独立行政法人法第59条第2項）

引き続き県職員のまま
 （県から法人への派遣）

法人化後

病院の職員

法人職員

身分：法人職員（非公務員。民間企業の職員と同じ。）
 身分保障：労働基準法など民間企業と同様の労働法制の適用があり、民間企業の職員と同様に保護（なお、新たに雇用保険法が適用され、雇用保険に加入）
 給与：法人が法人の規程で定める。
 ※ なお、退職手当支給にあたっては、県職員、法人職員の在職期間を
 通算した期間をもとに支給する。
 健康保険・年金：引き続き、地方公務員等共済組合法を適用
 災害補償：引き続き、地方公務員災害補償法を適用
 育児休業：民間の育児・介護休業法を適用
 介護休業：民間の育児・介護休業法を適用
 勤務時間等：法人が就業規則等で定める。
 職務：法人が就業規則等で定める。

※ なお、地方独立行政法人法に「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」と規定があるなど、法によって定められている事項もある。

県職員（県から法人への派遣）

引き続き県職員のまま、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、法人に派遣。
 あくまで県職員のままであるため、勤務条件等は原則、県職員と同じ。

県立病院の地方独立行政法人化に伴う条件

- 法人の形態 病院ごとに、非公務員型の地方独立行政法人化
- 法人化後における県からの財政支援
財政支援のフレームについては、現行（地方公営企業法適用）に全く同じ政策医療、高度医療等に対応（赤字の補填ではない。）
- 法人に引き継がれる職員の勤務条件等については、以下のとおり

	県 職 員	法 人 職 員（引継ぎ）
対 象 者	/	<p>— 原 則 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の成立の際、病院職員は、辞令を発せられない限り、法人の成立の日に、法人職員となる。 (地独法第 59 条第 2 項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる職種の者については原則として、法人に引き継ぐ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師 ・ 助産師、看護師、准看護師 ・ 上記以外の職種の者については、本人の意思を確認した上で、引継ぎとすることがどうかを決定する（引継ぎとしない場合は、派遣での病院勤務か他の所属での勤務となる。）。 ・ 法人化の際に派遣となった者については、法人に引き継がれる職員と同程度の条件での法人への転職を法人化後 3 年間に限り保障する。 	
身分保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法に根拠 ・ 法令または条例で定める事由による場合でなければ、本人の意に反して、処分されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法等民間企業の労働者に係る労働法に根拠 ・ 労働法に準拠し、職員が不当な扱いを受けないようなルールづくりを今後、検討
給料・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則等で決定 (関係規程を参照ください。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化後 5 年間は現行程度を下限として、保障

	県職員	法人職員（引継ぎ）
退職給付金	・ 条例、規則等で決定 （関係規程を参照ください。）	・ 現行を基本に、労働法に準拠した運用 ・ 県職員、法人職員の在職期間を通算した期間をもとに、支給
勤務時間	・ 条例、規則等で決定 （関係規程を参照ください。）	・ 現行を基本に、労働法に準拠した運用
休 暇	・ 条例、規則等で決定 （関係規程を参照ください。）	・ 現行を基本に、労働法に準拠した運用
健康保険・年金	・ 地方職員共済組合に加入	・ 同左
災害補償	・ 公務災害の対象	・ 同左
育児休業	・ 子が3歳に達する日まで	・ 現行を基本に、労働法に準拠した運用
介護休業	・ 連続する6月の期間内において、必要と認められる期間	・ 現行を基本に、労働法に準拠した運用
職員宿舎	・ 利用可能	・ 利用可能となるよう、関係課と調整中
県、他法人との人事交流		・ 人事交流を中期計画、覚書等に明示する方向で、ルールづくりを今後、検討